

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本厚第816号
宮本情第1557号
平成28年10月25日
宮城県警察本部長

宮城県警察ストレスチェックシステム運用要領の制定について（通達）
この度、宮城県警察ストレスチェックシステム運用要領を別添のとおり制定し、平成28年10月26日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

宮城県警察ストレスチェックシステム運用要領

1 目的

この要領は、宮城県警察情報管理システム運用要領（平成28年8月19日付け宮本情第1279号）の対象業務である宮城県警察ストレスチェックシステム（以下「本システム」という。）の運用及び維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本構成

本システムは、総務部情報管理課に設置するサーバー及びこれとデータ伝送回線を介して接続する宮城県警察WANシステムの端末装置（以下「WAN端末」という。）並びにこれらの用に供するプログラムにより構成する。

3 運用所属等

(1) 業務主管所属

本システムの業務主管所属は、警務部厚生課とする。

(2) 運用所属

本システムの運用所属は、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等（以下「本部所属」という。）、警察学校並びに警察署とする。

4 運用体制

(1) 運用管理責任者

ア 業務主管所属に運用管理責任者を置き、警務部厚生課長をもって充てる。

イ 運用管理責任者は、本システムの適正かつ円滑な運用並びに運営全般の企画、指導及び調整を行うものとする。

(2) 運用管理者

ア 運用所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

イ 運用管理者は、本システムの適正かつ円滑な運用を確保するための必要な事務を処理する。

(3) 運用管理補助者

ア 運用所属に運用管理補助者を置き、本部所属にあつては管理官、次長、副隊長又は副所長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

イ 運用管理補助者は、運用管理者を助けるものとする。

(4) 取扱責任者

ア 運用所属に取扱責任者を置き、本部所属及び警察学校にあつては警部の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員を、警察署にあつては警務課長をもって充てる。

イ 取扱責任者は、運用管理者及び運用管理補助者と連携し、本システムの適正かつ円滑な運用に当たるものとする。

(5) 操作担当者

ア 業務主管所属に操作担当者を置き、「宮城県警察ストレスチェック実施要領の制定について（通達）」（平成28年9月26日付け宮本厚第761号。以下「実施要領」という。）6-(2)の検査実施者をもって充てる。

イ 操作担当者は、本システムの運用に必要なデータの登録、削除及び集計・分析の操作を行う。

(6) 利用者

利用者は、本システムによりストレスチェックを受検するものとする。

5 アクセス権の申請等

運用管理者は、職員にアクセスする権限の付与及び取消しが必要であると認める場合は、運用管理責任者に対して申請を行うものとする。

6 ファイル及び出力帳票

(1) ファイルの名称及び内容

本システムにおいて利用するファイルの名称及び内容は、次の表のとおりとする。

名 称	内 容
利用者マスタファイル	本システムの利用に係る情報を登録するファイル
ストレスチェックファイル	本システムによる調査業務に係る情報を登録するファイル

(2) 出力帳票の種類及び内容

本システムにおいて出力する帳票の種類及び内容は、次の表のとおりとする。

種 類	内 容
利用者名簿	本システム利用者に関する情報
ストレスチェック結果資料	ストレスチェック結果に関する情報
ストレスチェック結果統計表	ストレスチェック結果の集計及び分析に関する情報

7 運用方法

(1) 利用者マスタファイル、ストレスチェックファイル及び出力帳票の保存期間

ア 利用者マスタファイル及びストレスチェックファイルのデータは、5年間保存するものとする。

イ 出力する帳票は、宮城県警察文書管理規程（平成13年宮城県警察本部訓令第4号）に基づき、適正に保存及び管理するものとする。

(2) 登録、削除、集計・分析等の手順に関する事項

ア ストレスチェック実施結果の登録

操作担当者及び利用者は、ストレスチェック実施結果について、WAN端末から登録するものとする。

イ ストレスチェック実施結果等の削除

操作担当者は、保存期間が終了した利用者マスタファイル及びストレスチェックファイルのデータを削除するものとする。

ウ 集計・分析

操作担当者は、必要に応じてストレスチェック実施結果を集計・分析するため、各種帳票を出力するものとする。

8 運用時間及び障害発生時の措置

(1) 運用時間

本システムは、保守作業等による運用停止の場合を除き、原則として24時間運用とする。

(2) 障害発生時の措置

本システムの運用中に障害が発生した場合は、業務主管所属へ速報し、その指示に従うこと。

9 安全の確保

(1) 情報セキュリティ

本システムの情報セキュリティに関しては、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）のほか宮城県警察における情報セキュリティについて規定した訓令、通達等により取り扱うものとする。

(2) 情報の分類

情報セキュリティに係る情報の分類については、次の表のとおりとする。

情報の種類	機密性	完全性	可用性
本システム	中	高	高

(3) 個人情報出力資料等の取扱いに関する事項

個人情報入力資料、個人情報出力資料及び本システムの取扱説明書の取扱いに関しては、宮城県警察における情報管理システムの運用、管理等について規定した通達等により取り扱うものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、本システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。